

国自安第 76 号
国自旅第 206 号
国自貨第 66 号
令和 4 年 9 月 16 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
国土交通省自動車局旅 客 課 長
国土交通省自動車局貨 物 課 長

「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」の事務取扱について

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」（令和 2 年 9 月 10 日付け国自安第 79 号、国自旅第 201 号、国自貨第 37 号）（以下「タクシー許可通達」という。）において示したところであるが、その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

なお、令和 2 年 9 月 10 日付事務連絡「「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」の事務取扱について」は廃止する。

記

タクシー事業者が一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行おうとする場合の手続について

（１）貨物自動車運送事業の許可申請について

タクシー事業者による貨物自動車運送事業の許可申請については、タクシー許可通達並びに「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 77 号）（以下「処理通達」という。）その他関係通達によることとする。

① 営業所、車庫、休憩・睡眠施設について

タクシー事業者が一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて貨物自動車運送事業を行う場合の事業用自動車（以下「貨客併用車両」という。）を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、旅客及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行える

よう当該タクシー事業の営業所等と同一の営業所等について貨物自動車運送事業の許可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として許可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

② 損害賠償能力

損害賠償能力の確認は、宣誓書（別添様式）の添付を求めることとする。

③ 資金計画

貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が適切であることは宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

④ その他

法令遵守の確認は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

⑤ 許可期限の変更

許可期限の変更は、許可事業者からの（別添）条件・期限の変更承認願いにより、その申請がタクシー許可通達及び（１）①から④について、適切なものであった場合にはそれを承認することとし、許可期限の条件変更を行うこととする。

- （２）既に貨物自動車運送事業及びタクシー事業の両方の許可を受けている者が、タクシー車両を用いて貨物の運送を開始する場合の取扱いについては、タクシー許可通達並びに処理通達及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年８月１日付け国自貨第４０号）その他関係通達等によることとする。

営業所、車庫、休憩・睡眠施設については以下のとおり取り扱うこととする。

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設について、事業計画変更の申請を行わせることとする。

（ⅰ）許可又は認可に付す条件

事業計画変更の認可をしようとする場合は、タクシー車両を使用して食料・飲料を運送する場合について、タクシー許可通達１．（１）③の条件を既に受けている貨物自動車運送事業の許可に付すとともに、１．（１）④の期限を付すこととする。

ただし、既にタクシー車両を使用して貨物の運送を行うことができる貨物の許可を受けている事業者であって、営業所を新設等することにより事業計画を変更等する場合にあつては認可にあたって改めて条件を付すことを要しない。

認可にあたり、許可期限が経過した場合には、事業計画のうちタクシー許可通達に基づく内容を削除する旨の事業計画変更を行う条件を付すこととする。

（ⅱ）事業計画変更の認可申請について

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、タクシー及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるようタクシー事業の営業所等と同一の営業所等について、貨物自動車運送事業の事業計画の変更認可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として許可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

- (3) タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可を受けた者が、タクシー車両によらない貨物自動車運送事業を行おうとする場合の取扱いについては、処理通達による事業計画の変更認可の審査を行うこととし、(1) ①から④について処理通達に基づき改めて審査するものとする。

国自安第79号
国自旅第201号
国自貨第37号
令和2年9月10日
一部改正 国自安第75号
国自旅第205号
国自貨第65号
令和4年9月16日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の
取扱い等について

一般乗用旅客自動車運送事業者（ハイヤー及び個人タクシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く。以下「タクシー事業者」という。）による食料及び飲料（以下「食料等」という。）の運送については、本通達により、令和4年9月30日まで、タクシー事業者が食料等に限り有償で貨物運送を行うことを貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき認めてきたところである。

本通達に基づく制度を開始して以降、タクシー事業者による食料等の運送については、地域公共交通という重要な役割を担うタクシー事業者の本業である一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）への影響という観点から、また、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性、法令遵守の観点からも、問題が生じていないことが確認できたところである。

今後、引き続き事業の継続意向のタクシー事業者がいることから、今後のニーズやタクシー事業者の安全、法令遵守等の状況を見極めつつ、タクシー事業者が食料等に限り有償で貨物運送を行うことを、引き続き貨物自動車運送事業法に

基づき認めることとし、今般、タクシー事業者がタクシー事業の用に供する事業用自動車（福祉輸送事業の用に供する車両を除く。以下「タクシー車両」という。）を用いて食料等に係る貨物自動車運送事業を行う場合の同法に基づく許可の取扱い等について下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. タクシー事業者による一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い等

タクシー事業者がタクシー車両を用いて食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業を行う場合における一般貨物自動車運送事業の許可の取扱い等については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成 15 年 2 月 14 日付け国自貨第 77 号。以下「処理通達」という。）及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号。以下「解釈運用通達」という。）等に基づき審査を行うこととする。

（1）許可の取扱い

①最低車両台数

一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を含めて、タクシー事業の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。

②損害賠償能力

（i）自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、自動車損害賠償責任保険基準料率（令和 3 年金融庁告示第 6 号）で定める車種の区分のうち、営業用乗用自動車に加入していれば足りることとする。

（ii）一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、タクシー事業者が管理するタクシー車両が 100 両以下である場合、タクシー事業者として加入すべき「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 503 号）で定める基準に適合する任意保険又は共済とは別に、原則として、

生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であるとともに、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上であり、一般貨物自動車運送事業に適用される保険に加入していることを確認することとする。ただし、タクシー事業者として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が8000万円以上であり、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上である任意保険又は共済に加入している場合であって、当該任意保険又は共済が一般貨物自動車運送事業に適用されることが確認される場合は、この限りではない。

③許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

貨物運送を行う区域は、発地又は着地をタクシー事業に係る営業区域とすること。

(ii) 貨物の種類

食料等であって、(iii)に定める積載場所内に収容可能な大きさのものに限る。

(iii) 積載方法

積載場所については、以下の点に留意して食品衛生上適当であると考えられるスペースに積載すること。

(ア) 座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないように調整するなど運転者の労働環境に適切に配慮すること。

(イ) 食料等を保冷ボックス等に入れるなど適切な温度管理を行うこと。

(ウ) 食料等を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講ずること。

(エ) 旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講ずるとともに、運輸支局へ報告すること。

(iv) 積載できる貨物の重量

食料等の重量は、乗車定員数に20を乗じた重量(単位キログラム)

とすること。

(v) 旅客運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客及び貨物の同時運送（混載）を行わないこと。

(イ) 個人情報の流出が生じないよう、運送する貨物の伝票等を適切に管理すること。

(vi) 貨物運送に用いることができる車両

貨物運送に用いることができる車両は、タクシー事業の用に供する車両であって、処理通達に基づき届出等のあったものに限ること。

(vii) 輸送の安全確保

(ア) 貨物自動車運送事業法をはじめ、一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。

(イ) 貨物自動車運送事業に係る運行管理者を選任しない場合は、タクシー事業の運行管理者が「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）第2条第1号の基礎講習を受けた上で貨物自動車運送事業の運行管理を行うこと。なお、タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所においては、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者を営業所に置くこと。

(ウ) 個人タクシー事業者は、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けること。

(viii) タクシー事業の廃止又は休止

タクシー事業を廃止した場合は本通達に係る一般貨物自動車運送事業を廃止し、タクシー事業を休止した場合は本通達に係る一般貨物自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(ix) 貨物運送中の表示

貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。

④許可の期限

許可の期限は、当該許可の日から起算して1年を経過する日とする。なお、

期間経過後もタクシー車両により一般貨物自動車運送事業を行う場合については、別途定める所定の手続を行うことにより、当該許可期限について、1年延長することとする。

⑤その他

(i) 添付書類

許可申請書への添付が必要な書類のうち別途定めるものについては、添付を省略することとする。

(ii) 法令遵守

申請者又はその法人の役員に対して、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守することを求める。

(iii) 事業報告

タクシー事業者は、貨物自動車運送事業法等の関係法令に基づき、本通達に係る事業に関し報告を求められたときは報告書を提出することとする。

(iv) 検証

(iii)に係るタクシー事業者からの報告等を踏まえ、本通達に係る措置の運用状況について検討を加え、必要がある場合には、その結果に基づいて運用の見直し等必要な措置を講ずるとともに、検証に際しタクシー事業者による許可の条件に係る違反が発覚した場合には、許可の取消し等の措置を講ずることとする。

(2) 運行管理等

- ① 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者（以下「貨物の運行管理者」という。）を選任しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者を置くことを以て、代えることができることとする。

- (i) タクシー事業の運行管理者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者
- (ii) タクシー事業の運行管理者の選任を要しない営業所において、講習告示第2条第1号の基礎講習を受けた者
- (iii) 個人タクシー事業者であって、講習告示第2条第1号の基礎講習を受

けた者

- ② 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運行管理者の講習について、①（i）から（iii）の者には、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。）第23条第1項1号を適用することとする。
- ③ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の車両数が安全規則第2条の3の規模以上の場合は、安全管理規程を設定し、安全統括管理者を選任し、安全管理規程及び安全統括管理者を安全規則第2条の4及び第2条の7の規定に基づき届け出なければならない。ただし、タクシー事業の安全管理規程及び安全統括管理者の届出を以て、代えることができることとする。
- ④ 本通達により許可を受ける食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業における運行管理に携わっていた経験は、安全規則第2条の6第1号イ及びハ並びに第24条第1項の「実務の経験」に含まないこととする。
- ⑤ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業の運転者に対する指導及び監督の実施については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条（第3項を除く。）の規定に基づく指導及び監督の実施を以て、代えることができることとする。
- ⑥ 食料等の運送に係る一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の勤務時間及び乗務時間については、「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）とする。

2. タクシー事業者による特定貨物自動車運送事業の許可の取扱い等

タクシー事業者がタクシー車両を用いて特定貨物自動車運送事業を行う場合における特定貨物自動車運送事業の許可等の取扱い等については、処理通達、解釈運用通達及び1. を準用することとする。

附 則（令和2年9月10日国自安第79号、国自旅第201号、国自貨第37号）

1. 本通知による取扱いは、令和2年9月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 本通達に基づく許可を受けるまで又は申請が却下されるまでの間については、別途定めるところにより、令和2年9月30日までに申請を行った者に限り個別に特例措置に係る有効期限を延長することとする。

附 則（令和4年9月16日国自安第75号、国自旅第205号、国自貨第65号）

1. 本通知による取扱いは、令和4年9月22日から適用する。
2. 令和4年12月31日までに限り、本通知の適用の際、本通知による改正前の通達（以下「改正前の通達」という。）に基づく許可を受けた者について、令和4年9月30日までに本通知による改正後の通達（以下「改正後の通達」という。）1.（1）④許可の期限（2.において準用する場合を含む。）に係る延長の申請を行った者に限り、当該申請が承認又は却下されるまでの間について、改正前の通達に基づく許可の期限を延長することとする。
3. 本通知の適用の際、改正前の通達に基づく許可を受けた者について、当該許可の際に付された、改正前の通達1.（1）③許可に付す条件（2.において準用する場合を含む。以下同じ。）は、改正後の通達1.（1）③許可に付す条件が付されたものとみなす。
4. 令和2年9月10日国自安第79号、国自旅第201号、国自貨第37号附則2.による取扱いは、令和4年12月31日限り廃止する。

以上